

## 「子ども性暴力防止法」の施行に伴う対応について

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(通称 「子ども性暴力防止法」)が成立し、令和8年12月25日に施行が予定されています。

これにより、教育保育等事業者に対し、従事者（保育士、教員、園や学校での実習生も含む場合有り）への特定性犯罪に関する前科の有無の確認が義務付けられます。これに伴い、全国の教員や保育士を養成する大学等には、入学後に保育実習、教育実習を履修する予定の方に、法に基づく措置への同意書及び誓約書の提出を受けることが求められています。特定性犯罪の前科が確認された学生は、幼児・児童に接する実習を行うことができず、希望する免許や資格が取得できません。

本学に入学を希望される方で、関連する免許や資格の取得を希望される方は、このことについて十分にご理解のうえ、下記の項目をご確認いただき、同意のうえ入学手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

- ①法の施行日（令和8年12月25日）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
- ②実習を行うことができない場合は、教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる「教育職員免許状」、および保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる「保育士資格」の取得要件を満たすことはできないこと。
- ③実習をおこなう際には実習ごとに特定性犯罪前科がないことについての誓約書を実習校・園（施設）及び大学に提出すること。

以上